

# 幸田町立南部中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であり、たとえ、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、見極めます。

いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の尊厳が守られ、生徒がいじめに向かわないよう未然防止に努めます。

そのために、学校教育活動全体を通して、生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度、判断力や想像力など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていきたいと考えます。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように積極的に生徒の情報交換を行い、学校と家庭、地域の力で生徒を見守り、信頼関係の構築をしていきます。

## 2 いじめ防止のための組織

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えに組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置します。

### (1) いじめ・不登校対策委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、特別支援コーディネーター、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、必要に応じて、スクールカウンセラーなど、外部の専門家を加えます。

### (2) いじめ・不登校対策委員会の役割

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
- ・教職員への共通理解と意識啓発
- ・生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案への組織的な対応

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

### (1) 未然防止の取り組み

- ・互いに認め合い、共に成長していく学校・学年・学級づくり、部活動経営を進めます。
- ・生徒の活動や努力を認め、自己有用感や自己肯定感を育みます。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の一層の充実を図るとともに、読書活動や体験活動を継続的に推進し、生徒の社会性を育み、豊かな情操を培います。
- ・情報モラル教育を推進し、ネットいじめの加害者や被害者とならないよう継続的に指導します。
- ・いじめの防止に関する校内研修を実施し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。

## (2) 早期発見の取り組み

- ・いじめアンケートや教育相談を定期的（GW明け、6月末、夏休み明け、11月末、冬休み明け、2月末など）に実施し、いじめの早期発見に努めます。
- ・教師と生徒の温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめや悩みなどについて相談しやすい体制を整えます。
- ・個人ノートや「わたしのあゆみ」などを活用して、交友関係や悩みを把握します。

## (3) いじめに対する措置

- ・発見、通報を受けた場合には、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に情報（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を報告し、組織的に対応します。
- ・被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- ・必要に応じて幸田町相談室相談員、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係諸機関の協力を得ます。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて、法務局に協力を求めたり、警察署に連絡し援助を求めたりします。
- ・各教職員は、「いじめ・不登校対策委員会」の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。
- ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに町教育委員会に報告し指導および支援を受けます。
- (2) 学校が事実に関する調査の主体となる場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどします。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供するとともに、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、個人情報の取り扱いには十分配慮します。

## 5 取り組みに対する検証・見直し

- (1) いじめの防止等に関する具体的な取組については、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努めます。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」において、いじめの防止等に関する具体的な取組の検証を行います。

## 6 その他

「学校いじめ防止基本方針」は、4月のPTA総会に生徒、保護者へ配布する等、周知に努めます。

○策定 平成26年2月18日

○改訂 平成31年4月 1日